

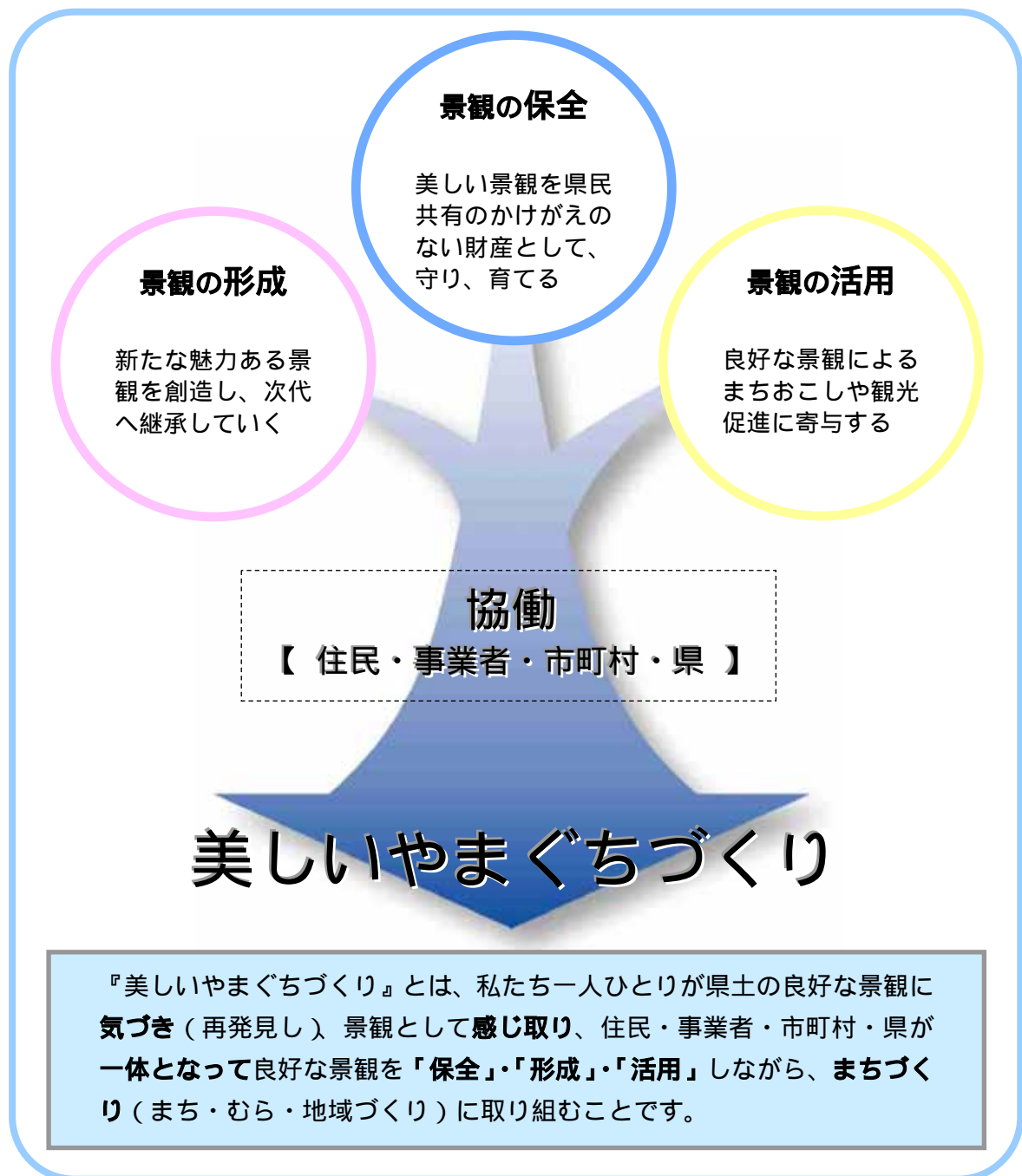
Ⅱ 美しいやまぐちづくり

1 美しいやまぐちづくりの提案

山口県では、住民・事業者・市町村・県が一体となって、良好な景観を保全・形成・活用しながら、まちづくりに取り組んでいきます。

山口県は、美しい海岸線や島々、緑豊かな山々や河川といった多彩な自然環境、多数の歴史・文化遺産、生活を支える力強い産業、そして何よりも新しい時代を切り開く県民の大きな力を有しています。

我が国で初めて景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、日本全体が美しい国づくりに向かう今、山口県においては、私たちがより豊かで潤いのある生活を営むために、『美しいやまぐちづくり』を提案します。



2 基本目標

『美しいやまぐちづくり』の取り組みでは、**3**つの山口県像をめざします。

『心豊かな山口県』をめざします

美しい景観に関心を持つことで、私たちは美意識を向上させ、感性を高めることができます。また、美しい景観を感じることで、私たちは地域に愛着を感じ、誇りを持つことができます。更に、美しい景観を共有の財産とすることで、地域のモラルの向上に繋がります。

『美しいやまぐちづくり』により、私たちの誰もが景観を感じ、“**心豊かな山口県**”を目指します。



『暮らしやすい山口県』をめざします



美しい景観は、そこに暮らす人たちに心地よさや安心感を与えてくれます。美しいやまぐちづくりの主演は、そこに暮らす私たちです。

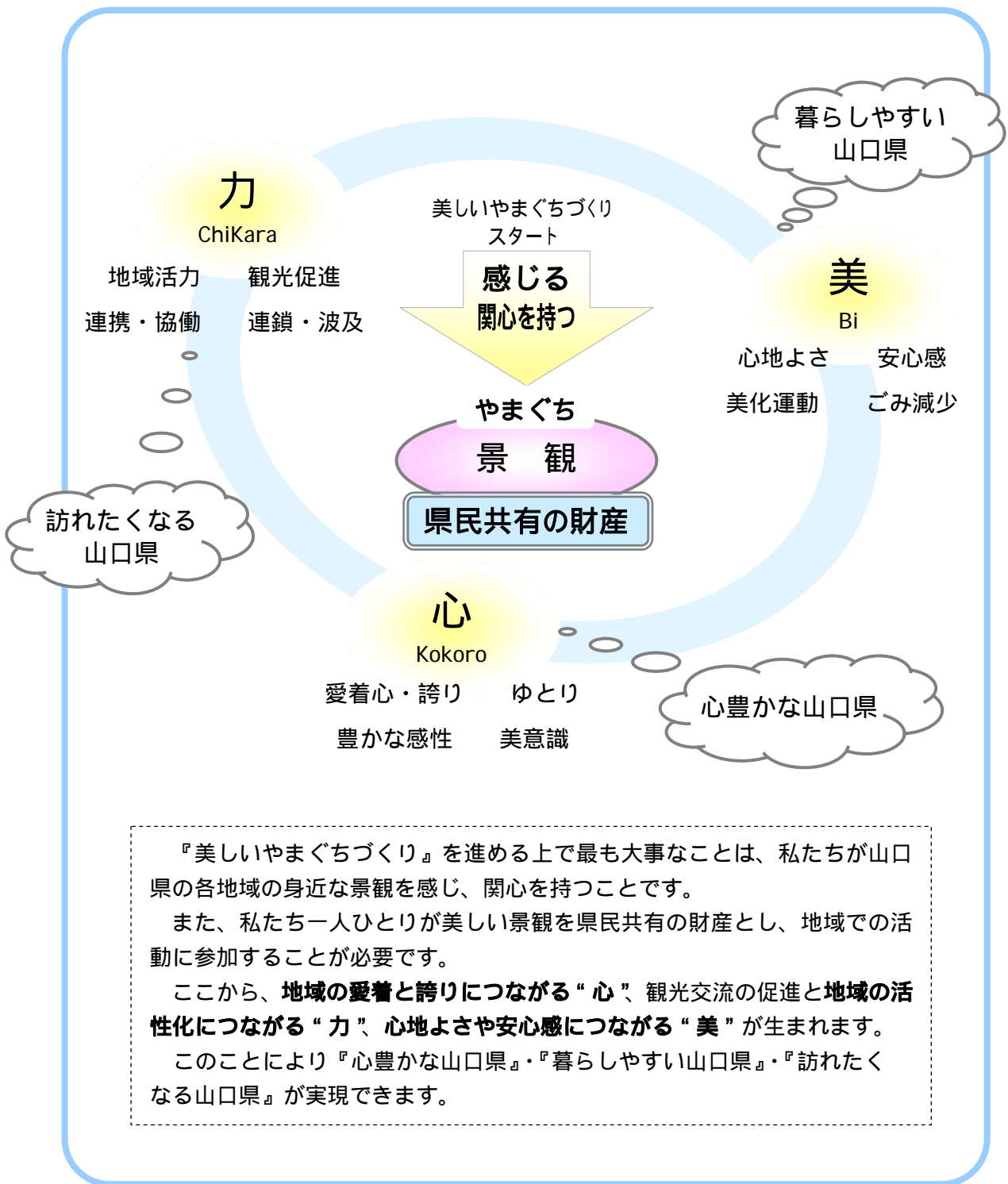
私たち自身のために、良好な景観を形成し、住み心地よい“**暮らしやすい山口県**”を目指します。

『訪れたい山口県』をめざします

『美しいやまぐちづくり』を展開することで、地域の活動を活発にし、地域を元気にすることができます。地域の魅力、美しい景観を全国に向けて発信することで、多くの人を呼び、観光交流が促進され、更なる地域の活性化が期待できます。

地域の美しい景観を活用し、“**訪れたい山口県**”を目指します。





『美しいやまぐちづくり』を進める上で最も大事なことは、私たちが山口県の各地域の身近な景観を感じ、関心を持つことです。

また、私たち一人ひとりが美しい景観を県民共有の財産とし、地域での活動に参加することが必要です。

ここから、**地域の愛着と誇りにつながる“心”**、観光交流の促進と**地域の活性化につながる“力”**、心地よさや安心感につながる**“美”**が生まれます。

このことにより『心豊かな山口県』・『暮らしやすい山口県』・『訪れたい山口県』が実現できます。

3 基本方針

美しいやまぐちづくりの基本目標の実現に向けて、良好な景観を県民共通の財産として位置づけ、適正な制限の下の調和、地域の個性及び特性の伸長、住民・事業者・市町村・県による一体的な取組を念頭に、5つの基本方針を掲げます。

意識をそだてる

景観の保全・形成・活用は、良好な景観を美しい・心地よいなどと感じることから始まります。山を単なる山として見るのではなく、形、色、周辺との関係等山の持つ個性を景観として感じ、魅力を感じることが大切です。

また、私たちが、美しい景観に囲まれて住み続け、その幸せを享受するためには、山口県の良好な景観を私たちのかけがえのない共有財産として認識することが大切です。

『美しいやまぐちづくり』では、私たち一人ひとりが心地よい景観を感じる心や地域での景観資源を共有財産として認識する心を持てるように、景観に対する意識を育てることに力を注ぎます。

ひとをそだてる

「ひとのくに」山口県では、人が主役で人が元気に関わっているからこそ、山口県らしい良好な景観が生まれます。

『美しいやまぐちづくり』では、一人ひとりが楽しく活動に参加できる環境を整備し、地域の景観形成に活躍できる人を育てることに力を注ぎます。

生活の営みをまもり、そだてる

良好な景観には、これまで幾世代の先人達の日々の生活と共に守られ、豊かに育まれてきたものや、私たちの手でこれから創っていくものがありますが、生活の中における景観は、まず、そこに住む私たちの生活を潤すものでなくてはなりません。

このため、見苦しい広告・看板類やゴミのポイ捨て、迷惑駐車などの景観を阻害する要因を取り除くなど、清潔で安心して暮らせるようにします。

『美しいやまぐちづくり』では、私たちが日常の身近な景観に目を向け、身近な景観をかたちづけている生活の営みを継続し、また、地域での祭りや年中行事の活動なども意識し、私たちの生活の営みをまもり、育てることに力を注ぎます。

地域の個性をまもり、そだてる

どんな場所でも、私たちが愛着を感じる自然や歴史、文化などがあります。その地域らしさを認識し、継承し、まちづくりに活かすことにより、個性ある、魅力に満ちた景観に育てます。

これらの景観は、地域の顔ともなり、これを観光資源として活用することもできます。

『美しいやまぐちづくり』では、地域の自然、歴史、文化的で良好な景観を地域の個性としてまもり、育てることに力を注ぎます。

良好な公共空間をつくり、そだてる

役所や学校などの建築物や道路や河川などの公共空間は、誰もが利用する、地域の重要な空間です。また、同時に、各人が所有する土地や建築物等も、地域の景観をつくりだすうえでの重要な空間となります。

『美しいやまぐちづくり』では、公共事業において、周辺との調和や地域らしさの具体化などの先導的な取り組みを行います。これにより民間建築活動を誘導し、良好な景観要素となる公共空間をつくり、育てることに力を注ぎます。

「景観法」の基本理念とは・・・

景観法では、基本理念を次のように掲げています。

良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産です

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要があります

地域の個性を伸ばすよう多様な景観形成が図られなければなりません

景観形成は、観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地方公共団体の協働によりすすめられなければなりません

景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出を含むものです

